

平成27年度雪害対策資金の創設について

1 目的

平成28年1月18日から25日の大雪により、各地で農業用施設や農作物に被害が発生しています。

島根県では、大雪により被害を受けられた農業者の施設等の復旧を支援するため、「平成27年度雪害対策資金」を創設します。

2 資金の概要

区 分	内 容	
融資対象者	平成28年1月18日から25日の大雪によって被害を受けた農業者及び農業者の組織する団体であって、以下の要件を満たすもの (1) 個人及び法人 ① 農業所得が総所得の過半（法人の場合は農業にかかる売上高が総売上高の過半）を占める農業者、又は農業粗収益が200万円以上（法人の場合は1,000万円以上）である農業者 ② (2)に規定する団体の構成員 (2) 団体 農業者が主たる構成員となっており、一定の事項について基準に従った規約（代表者、代表権の範囲内）を有している団体	
資金使途	施設等資金	運転資金
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビニールハウス、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金 ・ 果樹等植栽資金 ・ 小土地復旧資金 ・ 施設の撤去に必要な資金 ※ 補助残融資も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費、施設・機械等の修繕費
貸付限度額	個人：1,500万円 法人・団体：3,000万円	個人：160万円または経営費の3か月分（ただし500万円まで） 法人・団体：160万円×構成員数または経営費の3か月分（ただし1,000万円まで）
償還期間	15年以内（うち据置3年以内）	10年以内（うち据置3年以内）
融資利率	年0.3%（JAしまねによる年0.3%の支援後の利率）	
債務保証	島根県農業信用基金協会による保証、原則無担保・無保証人 保証料負担なし（JAしまねが全額負担）	
融資機関	島根県農業協同組合（JAしまね）	
取扱期間	平成28年2月15日から平成29年2月28日まで	